

佐 渡 市 賃 借 料 情 報 令和6年12月発行

令和5年7月から令和6年6月までに締結された賃借料水準(10a当り)は以下のとおりとなっています。

農地法の改正により標準小作料制度は廃止されました。その代わりに過去1年間に締結(公告)された賃借料をもとに、平均額、最高額、最低額、データ筆数を賃借料情報として提供します。

この賃借料情報はあくまで目安となりますので、契約にあたっては農地の実情に応じ、両方で話し合いの上、賃借料を定めて下さい。

【田の実勢価格】

地 区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数
(参考)市内全域	8,300	14,000	2,300	2,620
両津地区	7,700	12,600	3,500	519
相川地区	6,600	9,500	3,900	168
佐和田地区	9,000	13,300	3,800	288
金井地区	8,500	13,000	4,000	569
新穂地区	9,500	13,500	3,000	358
畑野地区	8,400	14,000	4,600	387
真野地区	8,200	13,900	4,000	232
小木地区	7,800	12,500	5,000	12
羽茂地区	8,600	11,500	4,100	66
赤泊地区	6,400	13,100	2,300	21

【畑の実勢価格】

地 区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数
市 内 全 域 (普通畑・樹園地)	6,800	12,000	1,400	72

1. 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
2. 著しく低額あるいは高額なデータ及び使用貸借は除いて算出しています。
3. 賃借料を物納(玄米)で行っている場合は、その算定を令和5年産米JA仮渡額「7,100円/30kg」で換算しています。

お問い合わせ先:佐渡市農業委員会 (電話63-5115)